

令和4年度 全国高等学校長協会家庭部会
第128回研究協議会(秋季) 福井大会

大会参加要項

■ 期 日 令和4年10月20日(木)～21日(金)

■ 会 場 福井県県民ホール(アオッサ8階)

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1



令和4年6月23日

全国高等学校長協会家庭部会 会員様

全国高等学校長協会家庭部会 理事長 木次 慎一
第128回研究協議会福井大会 実行委員長 金森 誠

全国高等学校長協会家庭部会
第128回研究協議会(秋季) 福井大会開催について(御案内)

向夏の候、全国高等学校長協会家庭部会会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症防止のため、残念ながらここ数年は皆さんが集まることのできなかった研究協議会ですが、今年度の全国高等学校長協会家庭部会第128回研究協議会(秋季)は、福井県福井市で開催いたします。

2年間休止していたこともあり、今回久しぶりの開催です。このブランクを契機に福井大会では、従来の運営方法を一部変更し、大会名の通り『研究協議』ができる時間を意識いたしました。成人年齢引き下げ等の影響もあり重要視される家庭科教育が抱える課題について、様々な意見を出し合い、解決につなげる気づきを生み出す場としていきたいと考えています。また同時に、御参加いただく皆様方の負担軽減に繋がる日程設定とするとともに、会場県の負担軽減にも踏み込みました。

会員の皆様には、御多用のことと存じますが、多くの皆様に福井県大会へのご参加を賜りますよう御案内申し上げます。本協議会におきまして、互いに参考になる協議が活発になされるものと期待しています。

令和4年度 全国高等学校長協会家庭部会 第128回 研究協議会（秋季） 福井大会

大会参加要項

- ◇1 期 日 令和4年10月20日（木）～21日（金）
- ◇2 会 場 福井県県民ホール（アオッサ8階）
〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1
TEL 0776-87-0003
FAX 0776-87-0303
- ◇3 主 催 全国高等学校長協会家庭部会
- ◇4 共 催 福井県高等学校長協会 福井県高等学校長協会家庭部会
福井県高等学校教育研究会家庭部会
- ◇5 後 援 福井県教育委員会 福井市教育委員会
福井県産業教育振興会 公益財団法人日本教育公務員弘済会福井県支部
- ◇6 主 管 福井県高等学校長協会家庭部会
令和4年度全国高等学校長協会家庭部会
第128回研究協議会（秋季）福井大会 実行委員会事務局 福井県立美方高等学校
〒919-1395 福井県三方上中郡若狭町気山114-1-1
Tel0770-45-0793 Fax0770-45-0797

◇7 日 程

10月20日 (木)	受 付 開 会 式 記 念 講 演 研究協議Ⅰ（提案発表A） （家庭学科設置校からの発表 15分×3） 研究協議Ⅰ（提案発表B） （家庭学科未設置校からの発表 15分×3） 諸連絡（翌日の案内等） ※夜の教育懇談会は実施しません	12:00～12:30 12:30～13:20 13:30～15:00 15:10～15:55 16:05～16:50 16:55～17:00
10月21日 (金)	受 付 研究協議Ⅰ（グループ協議） （前日発表内容に関する意見交換・情報共有） 研究協議Ⅱ（調査研究委員会報告・協議） 講評・講話（山村調査官） 閉 会 式	9:00～ 9:20 9:20～10:10 10:20～11:00 11:05～11:35 11:45～12:15

- ◇8 記念講演 株式会社「米五」代表取締役 多田 和博 氏
1957年福井市生まれ。福井大学工学部から1980年NECに進みファイル転送システムを開発。
1991年に米五に入社し基礎から味噌造りを学ぶ。「和食離れ」で味噌の需要が減る中、インターネット販売や、直営店で「みそカフェ」を運営するなどの先鋭的な取り組みで販路を開拓。
また「ふくい女性活躍推進企業」に1番早く認定され、女性が働きやすい環境を整えているほか、
県内学校における「出張みそ作り教室」の開催や、職場体験・インターンシップの積極的な受け入れなど、地域振興・地域貢献にも意欲的に取り組んでいる。

◇9 研究協議

研究協議Ⅰでは、家庭学科を持つ学校からの提案発表、家庭学科を持たない学校からの提案発表をお聞きします。その後、参加者が地域・学校規模・家庭学科設置の有無を問わずに小グループ（6名程度）となり、そのグループ内において自校の実情をふまえて、提案発表で示された課題等について協議します。

研究協議Ⅱでは、各調査研究委員会の報告をもとにした協議の時間を設定します。

【研究協議Ⅰ 提案発表A：家庭に関する学科を設置している学校からの問題提起】

- (1) 茨城県立竜ヶ崎第二高等学校長 高野 健二
「地域に開かれた魅力ある学校づくり ～豊かな人間性を備えた、地域を担う人材の育成を目指して～(仮)」
- (2) 三重県立久居農林高等学校長 吉川 秀明
「夢と感動の実現 ～地域とともに成長する家庭科教育を目指して～」
- (3) 徳島県立小松島西高等学校長 蔭岡 弘知
「サステナブルな視点で次世代を担う生徒を育成する家庭科教育 (仮)」

【研究協議Ⅰ 提案発表B：家庭に関する学科を設置していない学校からの問題提起】

- (1) 北海道月形高等学校長 宮崎 円
「北海道の小規模校における家庭科教育の現状と課題 ～地域を支える家庭科教育の力～」
- (2) 岐阜県立郡上北高等学校長 川地 晃正
「食品ロス減らし隊結成とその活動～SDGs・課外活動での取り組みに学校教育の成果と地域の期待をみる～」
- (3) 愛媛県立長浜高等学校長 中村 惣一
「社会に通用する人材の育成に向けた家庭科教育～長高水族館を基盤とする教育活動を通じて～(仮)」

◇10 参加申込・参加費等

- (1) ～大会参加・宿泊案内～により、令和4年8月19日(金)までにお申込みください。
- (2) 総会・研究協議会 3,000円(参加費2,000円、資料代1,000円)
大会期間中、昼食・夕食等は各自で御対応ください。(会場建物内をはじめ、近隣に多数飲食店がございます。)

◇11 宿 泊

- (1) 宿泊期日 令和4年10月20日(木)〔19日(水)、21日(金)も選択可〕
- (2) 宿泊幹旋ホテル

ホテル名	料金	会場より	備考
ホテルフジタ福井	9,000円	徒歩9分	1泊朝食付、シングル利用、サービス料・税金込

◇12 アクセス

○JRご利用の場合……福井駅から会場(アオッサ)までは、徒歩1分です。

- (1) 東京方面 東京8:33発→(米原経由)→福井11:59着
東京8:36発→(金沢経由)→福井12:07着
- (2) 大阪方面 大阪9:42発 → 福井11:34着
- (3) 名古屋方面 名古屋9:48発 → 福井11:59着

○自家用車ご利用の場合…北陸自動車道 福井ICから約10分です。



ホテルフジタ
↑
徒歩8分
↓
福井駅
↑
徒歩1分
↓
アオッサ

令和4年度 全国高等学校長協会家庭部会 第128回研究協議会(秋季)福井大会 ～大会参加・宿泊のご案内～

拝啓 皆様方におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
この度「令和4年度全国高等学校長協会家庭部会・第128回研究協議会」が福井県にて開催の運びとなりましたことを心より歓迎申し上げます。ご参加の皆様方の便宜を図る為、大会事務局のご了承を得まして、「大会参加・宿泊」の申込受付等を東武トップツアーズ株式会社 福井支店にてお手伝いさせて頂くことになりました。大会の成功をお祈りいたしますとともに、皆様方にご満足いただけますよう誠心誠意努力いたす所存でございます。
皆様方のお申込、ご来県を心よりお待ちしております。

敬具
東武トップツアーズ株式会社 福井支店長 藤本 一樹

1. 大会のご案内

総会・研究協議会費は大会事務局からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)が代行収受するものです。
旅行契約には該当しません。

開催日時: 令和4年10月20日(木) 12:00～ 受付 / 12:30 開会
令和4年10月21日(金) 9:00～ 受付 / 12:15 閉会

開催場所: 福井県民ホール
〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1 アオッサ 8F
TEL: 0776-87-0003

参加費: 総会・研究協議会費: 3,000円(参加費 2,000円、資料代 1,000円)
※総会・研究協議会費に関しましては、ご入金後の返金はできません。

食事: 大会期間中の昼食・夕食等は各自で御対応ください。
(会場建物内をはじめ、近隣に多数飲食店がございます。)

2. 宿泊のご案内(募集型企画旅行契約)

(別紙の旅行条件書を事前に確認の上、お申込みください。)

■ 宿泊設定日

令和4年10月19日(水)・20日(木)・21日(金)

- ◆お申込み順でのお手配とさせていただきますので、ご希望に沿えない場合もございます。
- ◆ご希望のホテルが満室の場合には、代替案をご提示させていただきます。
- ◆旅行(宿泊)代金について…1泊朝食付・税金・サービス料込のお1名様料金です。
- ◆朝食をお召し上がりにならなかった場合でも、その分のご返金は出来ません。ご了承ください。
- ◆ホテルの位置関係につきましては、大会参加要項の宿泊施設マップをご参照下さい。
- ◆駐車場をご利用される場合は、各ホテル規定の駐車料金が別途必要となります。
- ◆添乗員は同行いたしません、ご自身での宿泊手続きにてお願い致します。(最少催行人員1名)
- ◆Gotoトラベルキャンペーン等(その他同様の施策も含む)の対象となった場合でも、今大会の宿泊は対象外となりますので、予めご了承ください。

ホテル名	旅行(宿泊)代金	会場より
ホテルフジタ福井 (禁煙シングルルーム・1泊朝食付き)	9,000円	徒歩9分 (JR福井駅東口徒歩8分)

※上記宿泊施設は本研究協議会会場への交通が便利な施設です。

3. お申込み方法

■お申込みは、メールもしくはFAXにて7月1日(金)より受付いたします。

1) メールでのお申込みについて

☆お申込方法：下記のメールアドレスに申込書データを添付のうえ、お申込みください。

★大会申込メールアドレス：kateibukai-fukui2022@tobutoptours.co.jp

2) FAXでのお申込みについて

☆お申込方法：別紙お申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

★FAX送信先：東武トップツアーズ(株) 福井支店 FAX 0776-25-0414

お申込締切日：令和4年8月19日(金) 17:00まで

4. 請求書・大会参加券・宿泊券の送付ならびにお支払い方法

■ お支払い方法、各種参加券について

☆お支払い・参加券送付方法：9月上旬頃までに、ご請求書・参加券・宿泊券(お申込みをされた方)をお送りさせていただきます。到着後、内容をご確認の上、銀行振込もしくは最寄りのコンビニエンスストアにてお支払いください。

※誠に勝手ながら振込手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

■お支払いの期限は9月16日(金)までです。

5. 変更・取消について

■変更や取消の手続きはお電話では承れません。各手段にてご依頼後、弊社より返金等のご連絡をさせていただきます。

メール申込・・・参加申込書のエクセルデータに必要事項を追記の上、メールにてお送りください。

FAX申込・・・参加申込書に必要事項を追記の上、FAXにてお送りください。

■ 宿泊の申込みには規定の取消料が発生します。

連泊の場合は、それぞれの宿泊日の旅行代金に対して下表の取消料を申し受けます。

取消日	旅行開始の前日から 起算してさかのぼって		旅行開始日 前日の解除	旅行開始日 当日の解除	旅行開始後の解除 または 無連絡不参加
	20日前から 8日前まで	7日前から 2日前まで			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

注1) 宿泊当日、12時までに当支店または宿泊施設に取消しの連絡がない場合は、無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

注2) 取消日は弊社の営業時間、営業日を基準とし、取消し連絡を受けた日となります。

6. お申込・お問い合わせ

【旅行企画・実施】

(客国 22-204)

 **東武トップツアーズ株式会社** 福井支店

観光庁長官登録旅行業第 38 号 (一社) 日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

「令和 4 年度 全国高等学校長協会家庭部会 第 128 回研究協議会」受付係

〒910-0023 福井県福井市順化 1 丁目 2 番 1 号福井テラス 7 階

受付時間: 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日は休業)

TEL: 0776-23-2800 FAX: 0776-25-0414

担当: 山下

※個人情報の取扱いについて

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。予めご了承ください。

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社福井支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「大会参加・宿泊のご案内」『4. 請求書・大会参加券・宿泊券の送付ならびにお支払い方法』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「大会参加・宿泊のご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「大会参加・宿泊のご案内」『5. 変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、

お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体、安全確保のために必要な措置

- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み

いただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様ののお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

- (2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は2022年6月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

 **東武トップツアーズ株式会社**

福井支店



福井県福井市順化1丁目2番1号福井テラス7階

電話番号 0776-23-2800 FAX 番号 0776-25-0414

営業日 平日 営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者:三原 裕之

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)

